【不動産引渡命令の申立てから強制執行までの概要】

徳島地方裁判所不動産執行係

以下のとおり１～５の順序で手続を進めます

引渡命令手続とは、執行裁判所で「引渡命令」という裁判の発令を受け、それに基づき「執行官」に強制執行の申立てをし、強制執行を行う方法です。

１　「引渡命令発令のための執行裁判所への申立て」

（１）申立書

（２）収入印紙（「相手方」の数×５００円）

（３）郵便切手（９４円　＋　１２０４円×（「相手方」の数））

※　相手方に１回で届かない場合には、郵便切手を追納していただく必要があります。

（４）添付書類（当事者が法人の場合は法人の登記事項証明書）

その他、裁判所から特別に提出の指示を受けた書類（必要な場合のみ）

※ 引渡命令の申立期間は代金納付日から６か月です。ただし、明渡猶予制度の適用がある場合は代金納付日から９か月となります。

２　「執行裁判所による引渡命令の発令、送達」

引渡命令が発令されると、「相手方」にその正本が送達されます。なお、発令の前提として「相手方」を審尋する場合があります。審尋の結果、引渡命令を発令できない場合もあります。

３　「執行抗告期間」

引渡命令正本が「相手方」に送達されてから１週間以内に、「相手方」は執行抗告（不服申立て）を申し立てることができます。執行抗告がなされないまま１週間が経過すると、引渡命令は「確定」します。

４　「執行文付与の申立て・送達証明申請」

引渡命令が「確定」し、執行官へ強制執行の申立てをするためには、次の手続が必要となります。執行裁判所の裁判所書記官に申請して、必要書類の交付を受けてください。

①　『執行文付与の申立書』（引渡命令正本を添付してください。）

※申立手数料は「収入印紙３００円」

②　『送達証明申請書』

※申請手数料は「『相手方』の数×収入印紙１５０円」

５　「執行官に対する執行の申立て」

上記４により交付を受けた「執行文が付与された引渡命令正本」「送達証明書」を添付書類として、執行官に実際の明渡しのための強制執行の申立てをします。

強制執行の申立てには一定の費用がかかります。

（なお、５以降の手続は、執行官に対する申立てとなりますので、申立ての詳細については執行官室にお問い合わせください。）

（執行官室）徳島地方裁判所　℡０８８－６２５－１５５２